

バリアフリー改修(減額)申告書

令和 年 月 日

芦屋町長 殿

納税義務者 住 所 _____

氏 名 _____

個人番号又は法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電話番号 () _____

バリアフリー改修工事を行いましたので、下記のとおり申告します。

所在地	芦屋町				
家屋番号	種類	床面積	m ²	うち、居住部分 m ²	
建築年月日	年	月	日	※対象：新築された日から10年以上を経過した住宅	
登記年月日	年	月	日		
工事完了日	年	月	日		
改修工事を 必要とした方	氏 名		生年月日	年	月 日生
	住 所	芦屋町			
	該当する 区分	<input type="checkbox"/> 65歳以上の高齢者 <input type="checkbox"/> 障がい者 <input type="checkbox"/> 要介護・要支援認定者			
工事費用	バリアフリー改修工事費用		助成・給付金額	自己負担額	
	_____ 円		— _____ 円	= _____ 円 ※自己負担額が50万円を超える場合のみ減額対象となります。	
備 考	※工事完了日から3カ月以内に申告書を提出できなかった場合に、理由などを記入してください。				

※ 下記の関係書類を添付してください。

- ①改修工事に係る明細書(改修工事の内容、費用が確認できるもの)
- ②改修工事箇所の写真(改修前および改修後を撮影したもの)
- ③領収書(改修工事費用を支払ったことが確認できるもの)
- ④居住要件を証明する書類
 - ・障がい者 …身体障害者手帳、療育手帳の写し
 - ・要介護・要支援認定者…介護保険の被保険者証の写し
- ⑤助成金等の交付を受けた場合は、その金額を確認できる書類

バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額について

平成19年度の税制改正で、65歳以上の高齢者、障がい者等の方が安心して快適に自立した生活を送れる環境の整備を促進するため、一定のバリアフリー改修工事を行った住宅に対して固定資産税が減額されることになりました。

○減額対象となる住宅の要件

- ・平成19年1月1日以前に建てられた住宅（賃貸を除く）であること。
- ・平成19年4月1日から令和4年3月31日までの間に、自己負担額が50万円以上のバリアフリー改修工事を行ったもの。（高齢者等住宅改造助成金および介護保険法の給付金等を受けている場合は、それらの金額を改修工事費用から差引いた金額が自己負担額として算定されます。）
- ・次のいずれかの工事であること。
 - (1) 廊下の拡幅
 - (2) 階段の勾配の緩和
 - (3) 浴室の改良
 - (4) 便所の改良
 - (5) 手すりの取付け
 - (6) 床の段差の解消
 - (7) 引き戸への取替え
 - (8) 床表面の滑り止め化
- ・次のいずれかの方が居住されていること。
 - (1) 65歳以上の方
 - (2) 障がい者の方
 - (3) 介護保険において、要介護認定、要支援認定を受けている方

○減額内容

- ・バリアフリー改修工事が完了した年の翌年度分に限り、100㎡相当分を上限として固定資産税の1/3が減額されます。

※原則として改修工事完了後3ヶ月以内に役場税務課固定資産税係へ下記の関係書類を添えて、「バリアフリー改修（減額）申請書」を提出してください。

{関係書類}

- ・改修工事にかかる明細書（改修工事の内容、費用が確認できるもの）
- ・改修工事箇所の写真（改修前および改修後を撮影したもの）
- ・領収書（改修工事費用を支払ったことを確認することができるもの）
- ・居住用件を証明する書類
 - 障がい者・・・身体障害者手帳、療育手帳の写し
 - 要介護および要支援認定者・・・介護保険の被保険者証の写し
- ・助成金等の交付を受けた場合はその金額を確認できる書類